

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3141号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の答申を行い、横浜市教育委員会が行った非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「特定小学校特定年特定組 特定個人の横浜市児童生徒指導要録・学籍の記録」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3141号】

2 諮問までの経過等

答申番号	請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3141	令和4年10月12日	令和4年10月27日	令和4年11月1日	令和4年11月25日	個人	教育委員会

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
3141	「特定小学校特定年特定組 特定個人の横浜市児童生徒指導要録・学籍の記録」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>非開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第9条に該当</p> <p>（児童生徒の学校在籍状況について、当該文書の存否を答えること自体が個人情報を公にすることとなり、旧条例第7条第2項第2号により非開示とすべき情報を開示することとなるので、存否を答えることはできない文書であるため）</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3141	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、旧条例に基づきなされた処分に対する審査請求であるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき本件審査請求を審議することとする。</p> <p>《指導要録に係る事務について》</p> <p>学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第24条第1項では、校長に指導要録の作成を義務付けている。</p> <p>指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるもので、実施機関では、横浜市児童生徒指導要録記入の手引において、指導要録の様式や記入方法を規定している。横浜市小学校児童指導要録中の「学籍に関する記録」には、児童生徒や保護者の氏名や住所などが記載される。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>審査請求人は本件開示請求書に、特定個人の「指導要録 横浜市児童生徒指導要録・学籍の記録（令和4年度）」と記載していることから、特定個人の特定小学校における指導要録中の「学籍に関する記録」の開示を求めていると解される。審査請求書や反論書に、特定個人やその保護者の氏名及び住所を知る必要性について述べられていることから、このように解するのが相当である。</p> <p>《存否応答拒否について》</p> <p>存否応答拒否は、開示請求に対して当該情報に係る行政文書の存在又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき利益が損なわれる場合に適用されるものであり、当該情報が存在しても存在しなくても適用すべきものである。</p> <p>そのため、存否応答拒否を行うためには、実施機関が答申の「3実施機関の非開示理由説明要旨」で主張する2つの要件を備えていることが必要であると解される。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア 本件処分は、実施機関が、本件審査請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、旧条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護すべき情報を明らかにしてしまうことになるとして、旧条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。</p> <p>そこで、本件処分が存否応答拒否の2つの要件を備えているかについて、以下検討する。</p> <p>イ 本件審査請求文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）は、開示請求書の記載から、特定個人を名指しして指導要録の開示を請求していることが認められる。</p> <p>そのため、本件開示請求に対して、開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示決定若しくは一部開示決定を行った場合には、本件審査請求文書が存在すること、すなわち特定個人が特定小学校に在籍しているという事実を公にすることになる。また、不存在による非開示決定を行えば、本件審査請求文書が存在しないこと、すなわち特定個人が特定小学校に在籍していないという事実を公にすることになる。</p> <p>したがって、本件審査請求文書の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって名指しされた特定の者に関する一定の事実の有無が公になるといえるため、存否応答拒否の①の要件に該当する。</p> <p>ウ 次に、上記イで公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれているか検討する。</p> <p>(ア) 特定個人が特定小学校に在籍している、又は在籍していないという情報は、個人に</p>

答申番号	判断の要旨
3141	<p>関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから旧条例第7条第2項第2号本文に該当する。</p> <p>(イ) この点、審査請求人は、損害賠償請求を行う際に必要であるから同号ただし書イに該当し、非開示とすべき情報に該当しないと主張する。</p> <p>この規定は、非開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される利益とを比較衡量して、後者の利益が前者を上回る場合には開示の対象とすることを明らかにした調整規定と解される。</p> <p>(ロ) 特定個人の特定小学校への在籍の有無といった情報を非開示とすることによって保護される利益は、当該個人が自己の個人情報を開示されないという正当な利益である。</p> <p>これに対し、開示することによって保護される利益は、損害賠償請求を容易にすることにあると考えられるところ、請求の相手方の氏名や所在の確認は、旧条例に基づく開示請求以外の方法によることも可能である。</p> <p>したがって、開示によって得られる利益が非開示によって保護される利益を上回るとはいえないことから、同号ただし書イには該当せず、また、同号ただし書ア及びウにも該当しない。</p> <p>(ハ) さらに、審査請求人は、特定個人が特定小学校に在籍していることについて既知の事実である旨も主張するが、旧条例に定める開示請求権は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者の個別的事情によって当該行政文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。</p> <p>(ニ) したがって、上記イで公になる事実には、旧条例第7条第2項第2号本文の非開示事由に該当する事実が含まれているため、存否応答拒否の②の要件に該当する。</p> <p>エ 以上のことから、本件処分は存否応答拒否の2つの要件を充足するというべきである。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の存否に関する情報）

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881